

○嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱

平成18年12月25日

告示第250号

改正 平成27年12月22日告示第121号

平成28年3月31日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の11第6号に規定する障害者又は特別障害者として認められる者（以下「障害者控除対象者」という。）に対し、交付する障害者控除対象者認定書（以下「認定書」という。）の発行事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(認定基準)

第3条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定を受けている者又は同法第32条の規定に基づく要支援認定を受けている者については、次の各号に掲げる区分に応じて、別表に規定する基準に当てはめ、日常生活自立度を把握して認定を行うものとする。

- (1) 認知症老人の日常生活自立度認定
- (2) 障害老人の日常生活自立度（ねたきり度）認定

(認定基準日)

第4条 障害者控除対象者の認定基準日は、控除を受ける所得を有することとなった日の属する年の12月31日（年の途中で死亡した者については、その死亡の日）とする。

(審査結果の通知)

第5条 市長は、申請書を審査し、その結果を障害者控除対象者認定（却下）通知書（様式第2号）により申請書を提出した者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日告示第121号) 抄

(施行期日)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この告示の施行の際、第5条の規定による改正前の嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日告示第38号)

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の嬉野市住民票の職権消除等事務取扱いに関する要綱、第2条の規定による改正前の嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第3条の規定による改正前の嬉野市放課後児童健全育成事業実施要綱、第4条の規定による改正前の嬉野市老人ホーム入所措置実施要綱、第5条の規定による改正前の嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱、第6条の規定による改正前の嬉野市障害者等外出支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の嬉野市障害者等日中一時支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の嬉野市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱、第9条の規定による改正前の嬉野市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱、第10条の規定による改正前の嬉野市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱、第11条の規定による改正前の嬉野市障害者等に係る日常生活用具費の給付事業実施要綱、第12条の規定による改正前の

嬉野市更生訓練費支給要綱、第13条の規定による改正前の嬉野市国民健康保険被保険者資格証明書交付等要綱、第14条の規定による改正前の嬉野市国民健康保険の保険給付の制限に関する要綱、第15条の規定による改正前の嬉野市定期予防接種費の償還払に関する要綱、第16条の規定による改正前の嬉野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第17条の規定による改正前の嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業清算金事務取扱要領及び第18条の規定による改正前の嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業清算金事務取扱要領、第19条の規定による改正前の嬉野市家庭的保育事業等認可等要綱、第20条の規定による改正前の嬉野市一時預かり事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

1 認知症老人の日常生活自立度認定基準

認定区分	ランク	障害老人の日常生活自立度
障害者に準ずる	Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
特別障害者に準ずる	Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M	著しい精神状態や問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2 障害老人の日常生活自立度（ねたきり度）認定基準

認定区分	ランク	障害老人の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介護を要する。

※ 介護保険要介護認定申請時添付書類「主治医意見書」に基づくものとする